

件名	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て・健康課
関係課	
改正対象	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松前町条例第 11 号）
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）第 1 条
改正理由	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）の公布により子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 61 号）の一部が改正されたため、所要の改正を行う。
改正の主な内容	子ども・子育て支援法引用条文の項ずれの改正 第 2 条第 23 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	